

学校法人いわお学園
理容美容専門学校西日本ヘアメイクカレッジ 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育法に精神に則り、理美容師としての必要な知識及び技能を習得させ、専門知識を活かし、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、理容美容専門学校西日本ヘアメイクカレッジと称する。

(位置)

第3条 本校の主たる所在地は、大阪府大阪市阿倍野区旭町2-1-2あべのポンテ2Fとし、従たる所在地は、大阪府大阪市天王寺区悲田院町3番5号とする。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程等の組織及び学期、休業日等

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次の通りとする。

課程名	学科	修業期間	入学定員	総定員	学級数	入所時期	備考
衛生専門課程	理容科	2年	70名	140名	2学級	4月	昼間
衛生専門課程	美容科	2年	120名	240名	3学級	4月	昼間
衛生専門課程	プロスタイリスト科	3年	30名	90名	1学級	4月	昼間

(学年、学期)

第6条 1 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は次の通りとする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から 12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 1 本校の休業日は次の通りとする。但し、校長が特に必要と認める場合には、休業日を変更することができる。

(1) 毎週土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 学年末休業

2 上記の内、夏季休業、冬季休業、学年末休業に関しては、年度のカレンダー等を考慮の上、毎年度始めに決定する。

3 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、1項に関わらず休業日に授業を行うことがある。

4 非常災害その他急迫の事情があるときは、適宜変更することができる。

第3章 教科課目、単位数及び教職員組織

(教科課目及び単位数)

第8条 当校の課程及び学科別の教科課目の単位数は、別紙1の通りとする。

2 別紙1に定める1単位の授業科目を当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間をもって1単位とする。

3 卒業までに履修させる単位数は、理容科美容科にあつては67単位、プロスタイリスト科にあつては93単位以上とする。

(始業及び終業時刻)

第9条 昼間課程は、9時00分から15時45分までとする。

(教職員組織)

第10条 1 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 学校長 | 1名 |
| (2) 専任教員 | 8名以上 |
| (3) 兼任教員 | 3名以上 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 事務職員 | 若干名 |

2 学校長は校務をつかさどり、所属職位を監視する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次の通りとする。

学校教育法90条に規定する者。

(これらの者と同等以上と認められた者を含む。)

2 1に該当する者で本校が実施する入学試験に合格し、学校長が入学を許可した者。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続)

第13条 本校の入学手続は、次の通りとする。

1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第26条に定める入学検定料及び必要書類を添えて、指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から2週間以内に第26条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

(転入学)

第14条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、定員に余裕があり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(他の専修学校等における授業課目の履修)

第15条 他の専修学校の専門課程、大学等において別表第3に定める授業科目について修得した単位を当該専門課程の修了に必要な総単位数の2分の1を越えない範囲で当該専門課程における授業科目の履修により修得したもののみみなすことができる。

(休学、復学)

第16条 1 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって1ヶ月以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、保護者または保証人が署名の上提出し、学校長の許可を得なければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、疾病による場合は医師の診断書等、休学に至った事由が解決したことを証明するものを添えて、保護者または保証人が署名の上提出し、学校長の許可を得なければならない。

(自主退学)

第17条 退学を希望する者は、所定の届出用紙にその事由を記入し、保護者または保証人が署名の上提出し、学校長の許可を得なければならない。

(欠課)

- 第18条
- 1 出席管理は、各課目・時間毎に行い、退席時間が15分未満の者については、遅刻・早退とし、15分以上の場合は、欠課とする。
 - 2 同一課目について、遅刻・早退の合計が3回に達した場合、欠課1回とみなす。

(成績評価)

第19条 授業課目の成績評価は、各課目が定める学習時間を履修した学生に対し試験、実習の成果、平素の学習態度等を勘案して行う。ただし、出席数が3分の2（実習を伴う教科課目にあっては5分の4）に達しない者は、その課目について評価を受けることができない。

(補講)

- 第20条
- 1 出席時間数が単位時間数に満たない課目については、補講により補うことができる。
 - 2 補講の実施は、学校の休日・放課後を利用し行うこととし、事前に告知することとする。
 - 3 補講受講者は、受講料として1時間につき別に定める費用を納めなければならない。但し、学校長がやむを得ないと判断した欠課時間に対する補講については受講料を無料とするがその上限は80時間までとする。

(卒業の認定)

- 第21条
- 第8条に定める授業課目の成績評価により、必要な単位を取得した者を対象に、卒業判定における議を経て、学校長が決定する。
 - 2 卒業判定会議は、学校長・主任教員・担任教員・事務局長とする。

(卒業証書の授与)

第22条 前条により卒業が認められた者に対しては、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第23条 前条により、衛生専門課程理容科、美容科、プロスタイリスト科を修了した者には、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

第5章 賞罰

(褒章)

第24条 成績優秀にして、他の模範となる者は、これを褒章することがある。

(懲戒)

- 第25条
- 1 学生の本分を誤り、学校の風紀を乱す行為のある者に対しては、懲戒を行う場合がある。
 - 2 懲戒は次の通りとする。
 - (1) 謹慎
 - (2) 停学
 - (3) 退学
 - 3 退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
 - (1) 性行不良にして改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力及び実習成績が劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 6 章 入学金、授業料、実習費等、その他
(納付金)

第26条 入学検定料、授業料、実習費等納付金については別紙2の通りとする。

(納入および納入の特例)

- 第27条 1 学生が在学中は、出席の有無にかかわらず、授業料は半期分を前納しなければならない。
但し、特別な事由がある場合は、この限りでない。
又、特別な事由のある場合は別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。
- 2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月から授業料を免除することがある。

(返還)

- 第28条 1 既に納入した納付金は、返還しない。
但し、特別な事由がある場合は、この限りでない。
- 2 退学を命ぜられた場合も同様とする。
- 3 別科へ編入をする場合は、すでに前納した学費を別科の学費として充当することができる。

(除籍)

第29条 授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

(物品の弁償)

第30条 学校の物品を破損、紛失したときは、学校長はその情状によりこれを弁償させることができる。

第 7 章 健康診断

(健康診断)

第31条 学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年一回、別に定めるところにより実施する。

第 8 章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第32条 1 附帯教育事業として次の通り別科を設置する。

科名	修業期間	授業時間数	総定員	備考
理容科	3年	600時間	210名	通信制
内修得者課程	1.5年	240時間	90名	通信制
美容科	3年	600時間	360名	通信制
内修得者課程	1.5年	240時間	60名	通信制

- 2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。
- 3 国等の公募、受講生のニーズ等に応じ、委託訓練等職業訓練を開講する。
- 4 3項の入学金、授業料その他必要な事項は、別に定める。

第 9 章 雑則

第33条 この学則の施行に関し、必要な細則は学校長が定める。

- 附 則 この学則は令和4年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は令和5年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は令和6年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は令和7年4月1日より施行する。
- 附 則 この学則は令和8年4月1日より施行する。
- ただし、令和8年3月31日以前に入学した者については、従前のとおりとする。

学則 第3章 第8条に定める当校の課程及び学科別の教科課目の授業時間単位数について次の通り定める。

(1) 理容科

	学年	1年次		2年次		合計	
	科目名	単位数	授業時間数	単位数	授業時間数	単位数	授業時間数
必修 課目	関係法規・制度			1	30	1	30
	衛生管理	2	60	1	30	3	90
	保健	1	30	2	60	3	90
	香粧品化学	1	30	1	30	2	60
	文化論	1	30	1	30	2	60
	運営管理			1	30	1	30
	理容技術理論	3	90	2	60	5	150
	理容実習	17	510	13	390	30	900
	①合計	25	750	22	660	47	1,410
選択 課目	ヒューマンスキルアップ	2	60	4	120	6	180
	ビジュアルクリエーション	1	30			1	30
	コース別実習 (レディースタイル・メンズグールーミング・スタイリング)	5	150	3	90	8	240
	選択授業Ⅰ (メンズスタイリング・メイク)	1	30			1	30
	理容総合技術			4	120	4	120
	②合計	9	270	11	330	20	600
	②合計	9	270	11	330	20	600
総合計(①+②計)		34	1,020	33	990	67	2,010

(2) 美容科

	学年	1年次		2年次		合計	
	科目名	単位数	授業時間数	単位数	授業時間数	単位数	授業時間数
必修 課目	関係法規・制度			1	30	1	30
	衛生管理	1	30	2	60	3	90
	保健	1	30	2	60	3	90
	香粧品化学	1	30	1	30	2	60
	文化論	1	30	1	30	2	60
	運営管理			1	30	1	30
	美容技術理論	2	60	3	90	5	150
	美容実習	14	420	16	480	30	900
	①合計	20	600	27	810	47	1,410
選択 課目	ヒューマンスキルアップ	3	90	2	60	5	150
	ビジュアルクリエーション	1	30			1	30
	コース別実習 (ブライダル・トータルビューティー・スタイリスト)	7	210	2	60	9	270
	選択授業Ⅱ			1	30	1	30
	メイク	1	30			1	30
	美容総合技術	2	60	1	30	3	90
	②合計	14	420	6	180	20	600
総合計(①+②計)		34	1,020	33	990	67	2,010

(3) 衛生専門課程 プロスタイリスト科

学年	1年次		2年次		3年次		合計	
科目名	単位数	授業時間数	単位数	授業時間数	単位数	授業時間数	単位数	授業時間数
関係法規・制度	1	15					1	15
衛生管理			1	15	1	15	2	30
保健			1	15	1	15	2	30
香粧品化学			1	15	1	15	2	30
運営管理			1	15			1	15
文化論					1	15	1	15
技術理論					1	15	1	15
接遇・マナー	1	30	1	30	1	30	3	90
実習	18	540	17	510	15	450	50	1,500
サロン実習コミュニケーション	10	300	10	300	10	300	30	900
合計	30	885	32	900	31	855	93	2,640

学則 第6章 第26条に定める入学検定料、授業料、実習費等納付金について次の通り定める。

(1) 衛生専門課程 理容科・美容科

※金額単位＝円

	衛生専門課程					
	理容科			美容科		
	1年次	2年次	計	1年次	2年次	計
受験料	10,000		10,000	10,000		10,000
入学金	180,000		180,000	180,000		180,000
施設費	100,000	100,000	200,000	150,000	150,000	300,000
授業料	620,000	620,000	1,240,000	620,000	620,000	1,240,000
実習費	80,000	80,000	160,000	80,000	80,000	160,000
計	990,000	800,000	1,790,000	1,040,000	850,000	1,890,000
教材費	420,000	80,000	500,000	420,000	80,000	500,000

(2) 衛生専門課程 プロスタイリスト科

※金額単位＝円

	衛生専門課程							
	サロン実践コース				ワーキングホリデーコース			
	1年次	2年次	3年次	計	1年次	2年次	3年次	計
受験料	10,000			10,000	10,000			10,000
入学金	180,000			180,000	180,000			180,000
施設費	60,000	60,000	60,000	180,000	60,000	60,000	60,000	180,000
授業料	520,000	520,000	500,000	1,540,000	640,000	640,000	620,000	1,900,000
計	770,000	580,000	560,000	1,910,000	890,000	700,000	680,000	2,270,000
教材費	220,000	90,000	90,000	400,000	240,000	90,000	90,000	420,000
通信課程費用	60,000	60,000	60,000	180,000	60,000	60,000	60,000	180,000

(3) ACADEMY

	TONI&GUYカット・カラーACADEMY			
	1年次ベーシック初級	計	2年次ベーシック中級	計
授業料	160,000	160,000	160,000	160,000
教材費	60,000	60,000	50,000	50,000

	NHCアイスタイリストACADEMY			NHCネイルACADEMY		
	1年次	2年次	計	1年次	2年次	計
授業料	160,000	160,000	320,000	160,000	160,000	320,000
教材費	90,000	20,000	110,000	110,000	20,000	130,000

	セットアップACADEMY		
	1年次	2年次	計
授業料	90,000	90,000	180,000
教材費	90,000		90,000

※上記学費は令和8年度以降の入学生のものとし、令和7年度及び令和6年度入学生の学費は従来通りとする。

学則 第8章 第32条に定める附帯教育授業について次の通り定める。

1 入学検定料、授業料、実習費等納付金については次の通りとする。

(1) 通信課程(300時間)

※金額単位＝円

	通信課程							
	理容科				美容科			
	1年次	2年次	3年次	計	1年次	2年次	3年次	計
受験料	10,000			10,000	10,000			10,000
入学金	60,000			60,000	60,000			60,000
施設費	100,000			100,000	100,000			100,000
授業料	162,000	162,000	162,000	486,000	162,000	162,000	162,000	486,000
計	332,000	162,000	162,000	656,000	332,000	162,000	162,000	656,000
教材費	実費	実費	実費		実費	実費	実費	

(2) 通信課程(600時間)

※金額単位＝円

	通信課程							
	理容科美容科(脱毛&エステコース)				美容科(アイスタイリストコース)			
	1年次	2年次	3年次	計	1年次	2年次	3年次	計
受験料	10,000			10,000	10,000			10,000
入学金	60,000			60,000	60,000			60,000
施設費	110,000			110,000	110,000			110,000
授業料	322,000	322,000	262,000	906,000	322,000	322,000	262,000	906,000
計	502,000	322,000	262,000	1,086,000	502,000	322,000	262,000	1,086,000
教材費	70,000	20,000		90,000	90,000	20,000		110,000
	理容科美容科(ネイルコース)				理容科美容科(一般)			
	1年次	2年次	3年次	計	1年次	2年次	3年次	計
受験料	10,000			10,000	10,000			10,000
入学金	60,000			60,000	60,000			60,000
施設費	110,000			110,000	110,000			110,000
授業料	322,000	322,000	262,000	906,000	322,000	322,000	262,000	906,000
計	502,000	322,000	262,000	1,086,000	502,000	322,000	262,000	1,086,000
教材費	110,000	20,000		130,000				

(3) 通信課程 修得者課程

※金額単位＝円

	通信課程							
	理容修得者課程				美容修得者課程			
	1年次	2年次		計	1年次	2年次		計
受験料	10,000			10,000	10,000			10,000
入学金	60,000			60,000	60,000			60,000
施設費	80,000			80,000	80,000			80,000
授業料	204,000	97,000		301,000	204,000	97,000		301,000
計	354,000	97,000		451,000	354,000	97,000		451,000
教材費	実費	実費			実費	実費	実費	

2 入学時期は次の通りとする。

春期 4月1日 秋期 10月1日

3 学期は次の通りとする。

年次	学期	春期	秋期
		修業期間	修業期間
第1年次	第1学期	4月1日～9月30日	10月1日～翌年3月31日
	第2学期	10月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
第2年次	第3学期	4月1日～9月30日	10月1日～翌年3月31日
	第4学期	10月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
第3年次	第5学期	4月1日～9月30日	10月1日～翌年3月31日
	第6学期	10月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日

4 学科別の教科課目の授業時間は、次の通りとする。

(1) 理容科

必修課目			選択課目		
課目	添削指導 回数	面接授業 時間数	課目	添削指導 回数	面接授業 時間数
関係法規・制度	3 回	10 時間 (10)	理容総合技術		10 時間 (5)
衛生管理	4 回	30 時間 (30)	外国語	1 回	
保健	3 回	25 時間 (25)	社会福祉	1 回	
香粧品化学	2 回	30 時間 (30)	理容カウンセリング	1 回	
文化論	2 回	10 時間 (10)	トータルファッション	1 回	
運営管理	3 回	10 時間 (5)	ビジネスマナー	1 回	
理容技術理論	8 回	25 時間 (10)			
理容実習	6 回	450 時間 (175)			
合計	31 回	590 時間 (295)	合計	5 回	10 時間
()は、理容所従事者に対する 面接授業時間数とする。			総合計		600 時間 (300)

(2) 理容修得者課程

必修課目			選択課目		
課目	添削指導 回数	面接授業 時間数	課目	添削指導 回数	面接授業 時間数
理容技術理論	8 回	10 時間	理容総合技術		5 時間
理容実習	6 回	225 時間			
合計	14 回	235 時間	合計	回	5 時間
			総合計	14 回	240 時間

(3) 美容科

必修課目			選択課目		
課目	添削指導 回数	面接授業 時間数	課目	添削指導 回数	面接授業 回数
関係法規・制度	3 回	10 時間 (10)	美容総合技術	回	10 時間 (5)
衛生管理	4 回	30 時間 (30)	外国語	1 回	
保健	3 回	25 時間 (25)	社会福祉	1 回	
香粧品化学	2 回	30 時間 (30)	美容カウンセリング	1 回	
文化論	2 回	10 時間 (10)	トータルファッション	1 回	
運営管理	3 回	10 時間 (5)	ビジネスマナー	1 回	
美容技術理論	8 回	25 時間 (10)			
美容実習	6 回	450 時間 (175)			
合計	31 回	590 時間 (295)	合計	5 回	10 時間 (5)
()は、美容所従事者に対する 面接授業時間数とする。			総合計	36 回	600 時間 (300)

(4) 美容修得者課程

必修課目			選択課目		
課目	添削指導回数	面接授業時間数	課目	添削指導回数	面接授業時間数
美容技術理論	8 回	10 時間	美容総合技術		5 時間
美容実習	6 回	225 時間			
合計	14 回	235 時間	合計		5 時間
			総合計		240 時間

- (5) 添削指導の回数は、必修課目31回、選択課目5回の合計36回とする。
但し、修得者課程の添削指導の回数は、必修課目14回とする。
尚、添削については、公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する場合がある。
- (6) 面接授業時間数は、必修課目590時間、選択課目10時間の合計600時間とし、3年間修学するものとする。
内、理・美容所従事者に対する面接授業時間数は、必修課目295時間、選択課目5時間の合計300時間とする。
但し、修得者課程については、必修課目235時間・選択課目5時間の合計240時間とし1年6カ月間修学するものとする。
- (7) 最終学歴が中学校卒業者の現代社会35時間、化学35時間、保健35時間の講習の実施については、社団法人日本理容美容教育センターに委託する。
- (8) 通信養成を行う地域は、国内全域とする。
但し、近畿圏外在住者については、大阪に実家がある等、面接授業に十分出席可能と判断できる者とする。
- (9) 添削指導のための教育相談窓口を設置し、随時質問・相談を受け付ける。
- (10) 通信授業に関わる事務の一部を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。(委託業務の内容:教材の配本、添削指導等)
- 5 入学資格は、本科の条件を満たす者に加え、学校教育法47条に規定する者を含める。
(これらの者と同等以上の学力があると認められた者を含む。)
- 6 入学試験は、書類審査により行う。
- 7 卒業の認定は、履修簿、成績簿等に基づき、出席日数、学習成績等を総合的に勘案して行う。
(1) 前項は、学校長、主任教員、担任教員、事務局長による卒業判定会議において決定する。
(2) 卒業の認定にあたっては、全課目において出席時間数が授業時間数を満たしていることを条件とする。